

規 則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二号

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。